

新型インフルエンザ等対策業務計画

2020年4月

関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

目 次

第1編 総則	1
第1節 本計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 業務計画の運用（業務計画策定の前提となる被害状況の想定）	1
第2編 実施体制	3
第1章 平常時の体制	3
第2章 発生時の体制	3
第1節 本店における体制	3
第2節 地域における体制	4
第3節 情報収集・共有体制、関係機関との連携	5
第4節 指揮命令系統の明確化	5
第5節 通常体制への復帰	5
第3編 感染対策の検討・実施	6
第1章 従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置	6
第2章 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置	7
第4編 重要業務の継続	8
第1章 重要業務の継続に関する基本方針	8
第2章 重要業務の選定	8
第1節 業務区分	8
第2節 重要業務の選定方法	8
第5編 その他	10
第1章 関係機関等との調整	10
第2章 教育・訓練	10
第3章 業務計画の見直し	10
別表1.	11
1. 対策組織の構成	11
2. 各班の分掌事項	12
別表2. 本部設置時の情報連絡経路	13

第1編 総則

第1節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、従業員等の健康の確保に最大限努力し、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）および関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、従業員等および電力設備の安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき事業を継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの従業員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇取得を余儀なくされる可能性があり、また、感染者と濃厚接触した従業員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、関西電力および関西電力送配電は、従業員等の生命・健康を守りつつ必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断し、電気の安定供給を始めとする事業を継続するため、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第3節 業務計画の運用（業務計画策定の前提となる被害状況の想定）

新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が罹患し、一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

社会・経済的な影響としては、事業所において、従業員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員等の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破たん等が

予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される。

以上を踏まえ、関西電力および関西電力送配電においては、これらの社会的・経済的な影響のもと、従業員等の欠勤率が最大40%程度となることを想定して対応を行う。

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

関西電力および関西電力送配電は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項、従業員等の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じて事業の縮小や休止が可能な業務の選定を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、関係する室等は、新型インフルエンザ等流行時の協力体制や業務の縮小・休止に対する対応等に関して、協力会社等と相互理解を図る。

第2章 発生時の体制

第1節 本店における体制

1. 対策組織

関西電力および関西電力送配電の本店（以下、「本店」という。）は、新型インフルエンザ等が発生した場合に対処するための対策組織（以下、「対策組織」という。）を、次の区分により設置する。

なお、それぞれの対策組織の構成および構成班の分掌事項は別表1のとおりとする。

区分	対策組織の名称
<ul style="list-style-type: none">・国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合（国内で新型インフルエンザ等が発生した場合）・海外で新型インフルエンザ等が発生し、かつ関西電力および関西電力送配電の従業員等が海外で罹患した場合	新型インフルエンザ等対策総本部
<ul style="list-style-type: none">・国が「第一段階（海外発生期）」への移行を宣言する場合（海外で新型インフルエンザ等が発生した場合）	新型インフルエンザ等警戒総本部

※新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、上表によらず、新型インフルエンザ等対策総本部または新型インフルエンザ等警戒総本部を設置する場合がある。

2. 対策組織の設置および閉鎖

(1) 対策組織の設置は、国内外および社内での感染状況等を勘案し、次の各長が決定する。

対策組織の名称	決定権者
新型インフルエンザ等対策総本部	新型インフルエンザ等警戒総本部長（同本部未設置時は、関西電力の総務室を指導する副社長または常務）
新型インフルエンザ等警戒総本部	関西電力の人財・安全推進室長

(2) 対策組織の長は、国の対策本部が閉鎖されるなど新型インフルエンザ等対策の必要性がなくなったと認められるときは、対策組織を閉鎖する。

(3) 対策組織の設置および閉鎖に関する社内連絡は、対策組織の共通班が行う。

3. 権限の行使

(1) 対策組織を設置した場合、新型インフルエンザ等対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(2) 対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を実施する。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3) 対策組織の長等の権限保有者が、新型インフルエンザ等対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておく。

4. 動員

対策組織の長は、対策組織の設置後、あらかじめ定める対策組織要員の動員を指示する。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織を設置した場合の指令伝達および情報連絡の経路は別表2のとおりとする。

第2節 地域における体制

関西電力および関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案し、必要ある場合には、関西電力および関西電力送配電の支社長を本部長とする新型インフルエンザ等対策総本

部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

第3節 情報収集・共有体制、関係機関との連携

対策組織の長は、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会をはじめとする各種事業団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行うよう努める。また、得られた情報は必要に応じて、新型インフルエンザ等対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備し、活用する。

第4節 指揮命令系統の明確化

対策組織の長は、業務上の意思決定者である関西電力および関西電力送配電の役員（以下、「役員」という。）が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。

新型インフルエンザ等発生時に継続する業務に携わる役員については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該役員が罹患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にする。

なお、役員の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引き継ぎを行う必要はない。

第5節 通常体制への復帰

対策組織の長は、国の対策本部が閉鎖されるなど、新型インフルエンザ等対策の必要がなくなったと認めるとき、通常体制への移行を検討する。

なお、引続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

関西電力および関西電力送配電は、従業員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置を講ずる。また、特定接種については国の対策本部の決定に基づき、迅速に受けられるよう措置を講ずるが、その実施の有無に関わらず、電力の安定供給をはじめとする必要な業務の継続に努める。

(1) 平常時対策

- a. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
- b. 手洗い、うがいの励行を指導する。
- c. マスク、手袋、消毒用アルコール、ゴーグル等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。
- d. 従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、周知徹底する。
- e. 従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)
- f. 通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を検討する。
- g. 特定接種の接種対象者数を算定する。
- h. 特定接種実施医療機関を確保する。

(2) 発生時対策

- a. 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。
- b. 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。
- c. マスク、手袋、消毒用アルコール、ゴーグル等を従業員等に配布し、感染防御を指導する。
- d. 発生地域におけるマスク着用、手洗い、うがいの励行を徹底する。
- e. 「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。

- f. 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。
- g. 必要に応じ、予め検討した通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を実施する。
- h. 国および地方公共団体の指示に基づき、新型インフルエンザ等の予防措置を実施する。
- i. 特定接種実施医療機関において特定接種を実施する。
- j. 必要に応じて、発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう徹底する。
- k. 食堂や休憩所等で従業員等が集まらないように施設の閉鎖を含めた検討を行う。
- l. 必要に応じ、検温を実施する。
- m. 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザの様な症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた上で、出社しないように指導する。
- n. 従業員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所と綿密な連携をとり、保健所および指定医療機関の措置に協力する。
- o. 事業所への訪問者に対して、感染対策の順守を要請する。

第2章 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

関西電力および関西電力送配電は、海外勤務、海外出張する従業員等およびその家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて、以下の措置を講ずる。

- a. 海外での連絡先の確実な把握を行う。
- b. 新型インフルエンザ等発生国・地域に駐在する従業員等およびその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等およびその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。
- c. 外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。
- d. 新型インフルエンザ等発生国・地域から帰国した従業員等およびその家族は検疫ガイドライン等に従う。インフルエンザの様な症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

第4編 重要業務の継続

第1章 重要業務の継続に関する基本方針

関西電力および関西電力送配電は、新型インフルエンザ等発生時においても、従業員等の生命・健康の確保を最優先に電力の安全かつ安定的な供給を行うために必要な業務を継続し、その業務遂行に必要な人員を確保する。

一方、従業員等の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、電力の安全かつ安定的な供給に関係しない不要不急の業務については、社会情勢を踏まえて縮小・休止する。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務区分

新型インフルエンザ等発生時においても業務の継続を必要とする「重要業務」と、それ以外の「縮小・休止が可能な業務」に区分する。

第2節 重要業務の選定

1. 基本的な考え方

重要業務のうち、新型インフルエンザ等発生時の対策業務（感染予防・対策組織の運営等）ならびに政府行動計画および新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている電力の安定供給維持等に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

また、電力事業の運営に必要な業務を「優先業務」とし、下表のとおり選定する。

なお、重要業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。

業務区分		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	発生時対策業務（感染予防、対策組織の運営等） 上記以外で、電力の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・ 運転監視業務 ・ 電力の安定供給維持に係る業務 （電力設備の保守・点検、燃料・資機材調達、電力取引） ・ 緊急時対応（設備所管部門） ・ 制御系および事務処理システムの運用保全業務
	優先業務	・ 緊急時対応（広報・営業部門、間接部門が実施する業務） ・ 社会情勢、社会要請への対応（最小限のお客さま対応、出納業務等）
	縮小・休止が可能な業務	上記以外の業務

2. 重要業務の遂行にあたっての要員確保の考え方

上記の重要業務は、必要な最小の要員により業務を遂行することを基本とし、勤務体制の変更や他事業場からの応援などにより要員を確保する。

なお、感染者が発生した場合に備え、交替要員との連絡体制を確保する。

3. 発生段階別の業務の縮小・休止

対策組織の長は、原則、下表に基づき、業務の縮小・休止を決定するが、発生段階に関わらず、感染状況に応じて業務の縮小・休止を判断する等、臨機に対応する。

発生段階	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階	
	未発生期	海外発生期	管外発生期 ～ 管内発生早期	管内拡大期	まん延期	回復期	小康期	
感染スピード (目安)	—	0～	2週間後	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—	
社内想定 欠勤率	—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%	
対策組織	—	警戒総本部	対策総本部	対策総本部	対策総本部	対策総本部	対策総本部	
業務区分	重要業務	通常通り			業務継続			通常通り
	縮小・ 休止業務	通常通り	休止準備 (一部)	社会情勢を踏まえて縮小・休止			順次再開	

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

関西電力および関西電力送配電は、業務遂行上関係のある他の電力会社、協力会社、関係省庁、地方自治体、その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

第2章 教育・訓練

関西電力および関西電力送配電は、従業員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を定期的に行う。

第3章 業務計画の見直し

関西電力および関西電力送配電は、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、国の新型インフルエンザ等対策行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

(別表 1)

1. 対策組織の構成

対策組織の名称	本部長	構成班
新型インフルエンザ等対策総本部	関西電力の社長	発電班、お客さま対応班、共通班、流通チーム ^{※1}
新型インフルエンザ等警戒総本部	関西電力の人財・安全推進室長	発電班、お客さま対応班、共通班、流通チーム ^{※2}

※1 関西電力送配電新型インフルエンザ等対策本部が流通チームとして参画する。

※2 関西電力送配電新型インフルエンザ等警戒本部が流通チームとして参画する。

2. 構成班の分掌事項

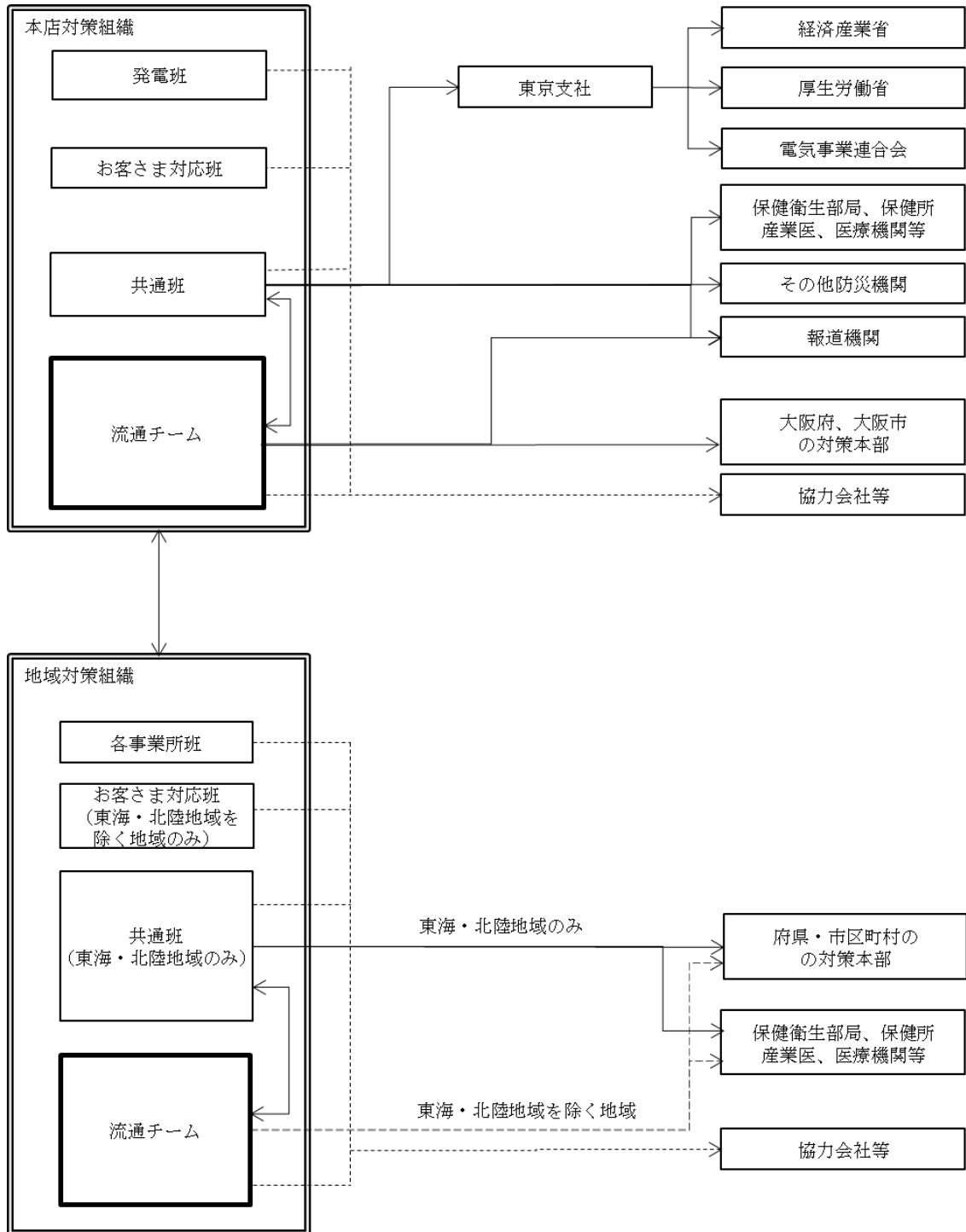
班	分掌事項	
発電班	各発電設備の安定供給に関する事項の検討・実施 協力会社等との業務連携に関する事項の検討・実施	
お客さま対応班	お客さまへの対応	
共通班※ ¹	対策組織要員の召集、対策組織の設営・運営 情報の収集・連絡 従業員等の罹患状況の把握 特定接種実施医療機関の確保等、特定接種の実施に関する事項 従業員等の健康管理、感染予防、感染拡大防止に向けた行動の周知徹底 重要業務の継続に関する事項の総括 必要資機材の確保（感染予防・感染拡大防止のための備品等） 行政（危機管理箇所）・社外防災機関との連携 社外報道機関への対応 他の班に属さない事項	
流通チーム※ ²	設備班	送電、変電、配電、制御および電力保安用通信設備の安定供給に関する事項の検討・実施 協力会社等との業務連携に関する事項の検討・実施
	お客さま対応班	エリア需要家等への対応 (小売電気事業者および発電事業者等への対応を含む)
	共通班※ ¹	対策組織要員の召集、対策組織の設営・運営 情報の収集・連絡 従業員等の罹患状況の把握 従業員等の健康管理、感染予防、感染拡大防止に向けた行動の周知徹底 重要業務の継続に関する事項の総括 必要資機材の確保（感染予防・感染拡大防止のための備品等） 行政（危機管理箇所）・社外防災機関との連携 社外報道機関への対応 他の班に属さない事項

※1 共通班は流通チームの共通班と密に連携する。その他の班も必要に応じて連携する。

※2 行為規制に関わる事項は流通チームが決定する。

(別表2)

対策組織設置時の情報連絡経路 (イメージ)



※上記の連携は原則であり、必要に応じて適宜具体的対応を図る。